令和９・10年度「奥州市営建設工事」入札参加資格審査申請について

令和９年度及び令和10年度において、奥州市が発注する建設工事の入札に参加しようとする方は、次のとおり申請の手続きを行ってください。

１　指名競争入札参加資格基準

(1) 資格要件

資格審査を受ける者は、次のいずれにも該当しなければなりません。

ア　次の表の左欄に掲げる希望する工事種別（以下「工種」という。）に応じ、同表の右欄に定める建設工事の種類について建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第３条第１項の規定による許可を受けている者であること。

希望する工事種別	建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
舗装工事	舗装工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
塗装（路面標示を除く）工事	塗装工事
造園工事	造園工事
水道施設（管布設）工事	水道施設工事

イ　希望する工種について法第27条の23第１項の規定に基づく経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けた者であること。

ウ　希望する工種に完成工事高があること（完成工事高が０で経営事項審査を受けたものは申請できない。）。

エ　市内に本店※1を有する者であること、又は市内に設置する営業所※2に対する入札、契約等に係る委任状（以下「委任状」という。）を提出する者であること。ただし、市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年奥州市告示第71号。以下「要綱」という。）別表に定める工種ごとの発注標準額（工種に等級があるときは、最上位の等級の発注標準額をいう。）を超える金額の市営建設工事については、この限りでない。

※１　法第３条第１項に規定する営業所（当該営業所が複数あるときは、従業者数が最大であり、かつ、経営事項審査における技術職員数が最大である営業所に限る。）で、次のいずれにも該当するものをいう。

(ｱ) 経営業務の管理責任者を置くものであること。

(ｲ) 市内に所在地を有するものであること。

※２　希望する工種に対応する建設業の許可を受けている法第３条第１項に規定する営業所であって、市内に所在地を有するものをいう。

オ　市内本店又は市内営業所を設置してから３年以上継続して営業している者であること。

カ　水道施設（管布設）工事を希望する場合は、次の表の左欄に掲げる等級（要綱第６条第１項の規定による等級をいう。以下同じ。）に応じ、同表の右欄に定める要件を満たしている者であること。

等級	要件
A	土木施工管理技士の合計数５人以上（うち１級土木施工管理技士は２人以上）、配水管技能者（耐震継手又は一般継手）の合計数２人以上（うち配水管技能者（耐震継手）は１人以上。）及び給水装置工事配管技能者２人以上。ただし、土木施工管理技士、配水管技能者及び給水装置工事配管技能者は同一の者が兼ねることができる。 水道施設工事の総合評定値が700点以上の者
B	土木施工管理技士の合計数３人以上、配水管技能者（耐震継手）１人以上及び給水装置工事配管技能者１人以上。ただし、土木施工管理技士、配水管技能者及び給水装置工事配管技能者は同一の者が兼ねることができる。
C	土木施工管理技士１人以上及び給水装置工事配管技能者１人以上。ただし、土木施工管理技士及び給水装置工事配管技能者は同一の者が兼ねることができる。

備考

１　配水管技能者（一般継手）

(公社)日本水道協会の配水管技能者登録証（一般）を所有する者をいう。

２　配水管技能者（耐震継手）

(公社)日本水道協会の配水管技能者登録証（一般・耐震）を所有する者をいう。

３　給水装置工事配管技能者

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定される配管技能検定合格者、職業能力開発促進法第24条に規定される職業訓練校の配管課の課程の修了者、給水装置工事配管技能検定合格者証を所有する者及び給水装置工事配管技能者認定証を所有する者をいう。

※　市内本店を有する方及び市内営業所に対する委任状を提出する方以外でも申請書を提出することができます。

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

ア　契約を締結する能力を有しない者

イ　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第７条に規定する暴力団関係者

エ　建設業法違反による資格の取消し又は営業の停止を命じられた者で、その処分の期間が経過していない者

オ　納税証明書の提出を要する税目に未納がある者

カ　民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者

キ　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定に違反している者

ク　次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過しない者

(ｱ) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑に行った者

(ｲ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

(ｳ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ｴ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(ｵ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ｶ) (ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ケ　要綱第10条の規定により資格取消処分を受けた者にあっては、その処分の期間を経過するまでは、申請書を提出することができない。

２　提出書類

(1) 市営建設工事請負資格審査申請書

市ホームページの競争入札参加資格審査申請受付システム（以下「受付システム」という。）より申請してください。

(2) 使用印鑑届兼委任状（様式第１号）

(3) 納税証明書（写）

次の税について、該当する全ての証明書の写しを提出してください。ただし、発行後３か月以内のものに限ります。

ア　国の税に係る証明書

消費税及び地方消費税、法人税並びに申告所得税について未納税額のないことの証明書です。税務署で発行する証明書で、個人の場合は「その３の２」、法人の場合は「その３の３」を提出してください。

※　国税の納税証明書は、インターネット等を利用して自宅や勤務先から交付請求することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

イ　奥州市の市税に係る証明書（様式第２号（参考））

奥州市の市税（法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の「未納がないことの証明書」については、奥州市役所財務部納税課、江刺総合支所及び胆沢総合支所においては市民生活グループ、前沢総合支所及び衣川総合支所においては市民福祉グループで交付しています。窓口で**「入札参加資格申請のために『未納がないことの証明書』を交付して欲しい」**とお話しください。

(4) 経営事項審査の総合評定値通知書（写）

申請日時点で有効な最新のものを提出してください。

※　(2)から(4)はＰＤＦファイルとして受付システムの添付ファイルにアップロードしてください。

３　申請書の受付期間等

令和８年11月２日（月）から令和８年11月30日（月）までの間で、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日の午前８時30分から午後９時まで受付システムが稼働します。

４　入札参加資格審査及び市営建設工事請負資格者名簿への登載及び等級別の格付

「１　指名競争入札参加資格基準」に基づき審査を行います。

資格者名簿に登載するのは、市内本店を有する者又は市内に設置する営業所に入札・契約・請求の権限に関する委任状を提出する者に限ります。

格付の基準は、別表第１のとおりですが、原則として令和９・10年度市営建設工事請負資格者名簿への追加や格付変更は行いません。

５　市営建設工事請負資格者名簿に登載した場合の通知

資格者名簿に登載した場合は、その工種及び等級を通知します。

６　市営建設工事請負資格者名簿の有効期間

令和９年７月１日から令和11年６月30日までが有効期間です。ただし、この名簿を作成してから次の名簿ができるまでの期間は有効とします。

７　提出書類記載事項の変更届

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、その都度「受付システム」から変更申請を行ってください。

(1) 本店等の所在地、電話番号等を変更した場合

(2) 商号又は名称を変更した場合

(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名を変更した場合

(4) 受任者を変更した場合

(5) 法の規定に基づく許可の更新、許可換え又は許可区分を変更した場合
(6) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合

８　承継等による申請

申請書提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、届出が必要となります。提出書類等詳細については、10その他(2)「申請に関する問合せ先」に問い合わせてください。

(1) 個人から法人となり承継をした場合
(2) 個人事業主の死亡等により承継をした場合
(3) 法人が合併等により承継をした場合

９　総合評定値通知書

申請書提出後、経営事項審査の有効期間が途切れることがないよう、最新の審査基準日の総合評定値通知書の写しを提出してください。

経営事項審査の有効期間は、審査基準日から１年７か月です。審査基準日から１年７か月以内の総合評定値通知書の提出がない場合、入札に参加できない場合があります。

10　その他

(1) 当該申請の有効期間内において、随時受付は行いません。
(2) 申請に関する問合せ先

奥州市財務部財政課契約係
【電話】0197-34-1767
【ＦＡＸ】0197-23-5240
【mail】keiyaku@city.oshu.iwate.jp

「上下水道部」及び「医療局（総合水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所及び衣川歯科診療所）」への申請は不要です。

【別表第１】奥州市営建設工事請負資格者名簿格付基準

工種	等級	格付基準
土木一式工事	A	県名簿（土木工事）においてＡ級に登載されている者
	B	県名簿（土木工事）においてＢ級に登載されている者
	C	県名簿（土木工事）においてＣ級に登載されている者
	D	県名簿（土木工事）に登載されていない者
建築一式工事	A	県名簿（建築一式工事）においてＡ級に登載されている者
	B	県名簿（建築一式工事）においてＢ級に登載されている者
	C	県名簿（建築一式工事）においてＣ級に登載されている者
	D	県名簿（建築一式工事）に登載されていない者
舗装工事	A	県名簿（舗装工事）においてＡ級に登載されている者
	B	県名簿（舗装工事）においてＢ級に登載されている者
	C	県名簿（舗装工事）に登載されていない者
電気工事	A	県名簿（電気設備工事）においてＡ級に登載されている者
	B	県名簿（電気設備工事）においてＢ級に登載されている者
	C	県名簿（電気設備工事）に登載されていない者
管工事	A	県名簿（管設備工事）においてＡ級に登載されている者
	B	県名簿（管設備工事）においてＢ級に登載されている者
	C	県名簿（管設備工事）に登載されていない者
塗装（路面標示を除く）工事		県名簿（塗装工事）に登載されている者及び登載されていない者
造園工事		県名簿（造園工事）に登載されている者及び登載されていない者
水道施設（管布設）工事	A	経営事項審査の水道施設工事の総合評定値が700点以上の者
		水道施設（管布設）工事の完成工事高がある者
		市のＡ級の技術者要件と技能者要件を満たしている者※
	B	Ａ級とした者以外の者
		水道施設（管布設）工事の完成工事高がある者
		市のＢ級の技術者要件と技能者要件を満たしている者※
	C	Ａ級、Ｂ級とした者以外の者
		市のＣ級の技術者要件と技能者要件を満たしている者※

注１　県名簿とは、岩手県の令和９・10年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿をいう。

注２　令和９・10年度市営建設工事請負資格者名簿の有効期間内において、格付業者の追加、名簿登録業者の格付等級の変更は行わない。

※　奥州市の水道施設（管布設）工事の技術者要件と技能者要件

等級	要件
A	土木施工管理技士の合計数５人以上（うち１級土木施工管理技士は２人以上）、配水管技能者（耐震継手又は一般継手）の合計数２人以上（うち配水管技能者（耐震継手）は１人以上。）及び給水装置工事配管技能者２人以上。ただし、土木施工管理技士、配水管技能者及び給水装置工事配管技能者は同一の者が兼ねることができる。 また、水道施設工事の総合評定値が700点以上の者。
B	土木施工管理技士の合計数３人以上、配水管技能者（耐震継手）１人以上及び給水装置工事配管技能者１人以上。ただし、土木施工管理技士、配水管技能者及び給水装置工事配管技能者は同一の者が兼ねることができる。
C	土木施工管理技士１人以上及び給水装置工事配管技能者１人以上。ただし、土木施工管理技士及び給水装置工事配管技能者は同一の者が兼ねることができる。

注１　配水管技能者とは、日本水道協会の配水管技能者登録証（耐震継手、一般継手）を所有する者をいう。

注２　給水装置工事配管技能者とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定される配管技能検定合格者、職業能力開発促進法第24条に規定される職業訓練校の配管課の課程の修了者、給水装置工事配管技能検定合格者証を所有する者及び給水装置工事配管技能者認定証を所有する者をいう。

注３　土木施工管理技士、配水管技能者及び給水装置工事配管技能者は重複して構わない。

注４　令和９・10年度市営建設工事請負資格者名簿の有効期間内において、格付業者の追加、名簿登録業者の格付等級の変更は行わない。